



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月26日金曜日 第1521号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（中島町）	1281
字の区域の変更（ " ）	1281
町の区域の変更（伊予三島市）	1281
字の区域の変更（内子町）	1281
指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（3件）	1283
指定居宅サービス事業者の指定	1284
指定居宅介護支援事業者の指定	1284
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更	1285
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更	1285
指定居宅サービス事業の廃止	1285
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更	1286
大規模小売店舗の新設の届出の概要等（2件）	1286
地籍調査の成果の認証	1287
町営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧	1287
建設業者の許可の取消し	1288
公有水面埋立工事のしゅん功認可	1288
急傾斜地崩壊危険区域の指定	1289
道路の区域変更（県道大三島環状線）	1290
道路の供用開始（ " ）	1290
道路の供用開始（県道松山港線）	1290
道路の区域変更（県道伊予松山港線）	1291
道路の供用開始（ " ）	1291
道路の区域変更（県道坊屋敷小田線）	1291
道路の供用開始（ " ）	1291
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）	1292
道路の区域変更（一般国道378号）	1292
道路の供用開始（ " ）	1292
道路の区域変更（県道城川橋原線）	1292
道路の供用開始（ " ）	1292
道路の供用開始（県道野村城川線）	1293
道路の区域変更（一般国道197号）	1293
道路の供用開始（ " ）	1293
道路の区域変更（県道九島循環線）	1293
道路の区域変更（県道伊予宮野下停車場宮野下線）	1294
道路の供用開始（ " ）	1294
道路の区域変更（県道下鍵山松野線）	1294
道路の供用開始（ " ）	1294
道路の区域変更（県道網代鳥越線）	1294
道路の供用開始（ " ）	1295
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）	1295
道路の供用開始（ " ）	1295
開発行為に関する工事の完了	1295
都市計画事業の事業計画の変更認可	1296
道路の位置の指定	1296

公 告

平成16年度及び平成17年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....1296

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（3件）.....1299
 海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....1299
 愛媛県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の公表.....1301

告 示

○愛媛県告示第2337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
中島町大字神浦2647の1及び3517の1の地先	505.70

○愛媛県告示第2338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
大字神浦	中島町大字神浦2647の1及び3517の1の地先	公有水面埋立地	505.70

○愛媛県告示第2339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊予三島市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する区域			摘要
	町名	地番		
宮川四丁目 字古池	朝日三丁目 字俵木	518の1、518の4、519の4、534の1及び534の4		これに伴う道路、水路等を含む。

○愛媛県告示第2340号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定

により、内子町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘要
	字名	地番	
内子	大字内子	甲59、甲60の1から甲60の5まで、甲61の1、甲61の2、甲62、甲63の1、甲63の2、甲1911の2、甲1912の2、甲1913の2、甲1914の1、甲1914の4から甲1914の6まで、甲1967の1から甲1967の8まで、甲1968の1、甲1968の2、甲1969の1、甲1969の2、甲1970の1から甲1970の3まで、甲1971の1から甲1971の4まで、甲1973の1、甲1973の2、甲1974の1から甲1974の3まで、甲1975の1から甲1975の5まで、甲1976の1から甲1976の4まで、甲1977、甲1978、甲1979の1から甲1979の5まで、甲1980の1、甲1980の2、甲1981の1、甲1981の2、甲1982の1、甲1982の3から甲1982の12まで、甲1983の1から甲1983の4まで、甲1984の1から甲1984の26まで、甲1985の1、甲1985の2、甲1985の4から甲1985の8まで、甲1986の1、甲1986の3から甲1986の6まで、甲1987、甲1988の1、甲1988の2、甲1989、甲1990の1から甲1990の3まで、甲1991の1から甲1991の3まで、甲1992の7から甲1992の9まで、甲1993の1、甲1994の1、甲1995の1、甲1995の2、甲1995の4から甲1995の6まで、甲1996の1、甲1996の2、甲1997の1、甲1997の2、甲1998の1、甲1998の3から甲1998の5まで、甲1999の1、甲2000の1、甲2001の1、甲2001の2、甲2001の4、甲2002の1、甲2003の1、甲2003の2、甲2005から甲2010まで、甲2011の1から甲2011の3まで、甲2012の1から甲2012の4まで、甲2013の1から甲2013の4まで、甲2014の1から甲2014の7まで、甲2015、甲2016の1から甲2016の4まで、甲2017の1、甲2017の2、甲2018の1、甲2018の2、甲2018の4から甲2018の6まで、甲2019の1から甲2019の8まで、甲2020、甲2021の1、甲2021の2、甲2022、甲2023の1、甲2023の2、甲2024の1から甲2024の14まで、甲2025の1から甲2025の5まで、甲2026の1から甲2026の4まで、甲2027の2、甲2028の1、甲2028の2、甲2029の1から甲2029の8まで、甲2031の1から甲2031の12まで、甲2032の1から甲2032の7まで、甲2033の1、甲2033の5、甲2033の6、甲2034、甲2035の1から甲2035の4まで、甲2036の3から甲2036の7まで、甲2037、甲2038の1、甲2038の2、甲2039の1から甲2039の3まで、甲2040の1から甲2040の12まで、甲2042の1から甲2042の8まで、甲2043の1、甲2043の2、甲2044の1、甲2044の2、甲2045、甲2046の2から甲2046の5まで、甲2047、甲2048の1から甲2048の6まで、甲2049、甲2050の1、甲2050の2、甲2050の5から甲2050の19まで、甲2051の1から甲2051の5まで、甲2051の9、甲2052の1から甲2052の4まで、甲2053の1、甲2053の2、甲2054の1から甲2054の3まで、甲2055、甲2056の1から甲2056の6まで、甲2056の11、甲2057、甲2058の1から甲2058の5まで、甲2058の8から甲2058の12まで、甲2059の1から甲2059の3まで、甲2059の5、甲2060の1、甲2060の4、甲2061の1から甲2061の3まで、甲2062、甲2063の1から甲2063の4まで、甲2064、甲2065の1から甲2065の7まで、甲2065の12、甲2065の13、甲2066の1、甲2066の2、甲2067の1から甲2067の4まで、甲2067の7から甲2067の9まで、甲2068の1から甲2068の5まで、甲2068の7、甲2068の8、甲2069の1から甲2069の4まで、甲2070の1から甲2070の6まで、甲2071の1から甲2071の8まで、甲2072の1から甲2072の4まで、甲2073の1から甲2073の8まで、甲2074の1から甲2074の5	これに伴う道路、水路等を含む。

まで、甲2075、甲2076の1、甲2076の2、甲2077、甲2078の1から甲2078の6まで、甲2078の8から甲2078の11まで、甲2079の1から甲2079の6まで、甲2080の1から甲2080の3まで、甲2081の1から甲2081の9まで、甲2082の1、甲2082の2、甲2083、甲2084、甲2085の1から甲2085の4まで、甲2086の1から甲2086の4まで、甲2087から甲2090まで、甲2091の1、甲2091の2、甲2092の1から甲2092の6まで、甲2093の1から甲2093の3まで、甲2094の1から甲2094の4まで、甲2095の1から甲2095の3まで、甲2096の1から甲2096の7まで、甲2096の9から甲2096の12まで、甲2097の1から甲2097の5まで、甲2097の8から甲2097の14まで、甲2098の1から甲2098の12まで、甲2099、甲2100の1から甲2100の9まで、甲2101の1から甲2101の9まで、甲2102、甲2103の1から甲2103の4まで、甲2104の1から甲2104の3まで、甲2104の5、甲2104の6、甲2105の1から甲2105の4まで、甲2105の6から甲2105の8まで、甲2106、甲2107の1から甲2107の5まで、甲2108の1から甲2108の10まで、甲2106、甲2107の1から甲2107の5まで、甲2108の1から甲2108の10まで、甲2109の1から甲2109の5まで、甲2110の1から甲2110の3まで、甲2111の1から甲2111の4まで、甲2112の1から甲2112の4まで、甲2113の1から甲2113の3まで、甲2114の1、甲2114の2、甲2115の1から甲2115の3まで、甲2116から甲2124まで、甲2125の1から甲2125の3まで、甲2126の1から甲2126の4まで、甲2127の1から甲2127の3まで、甲2128、甲2129の1、甲2129の2、甲2130の1、甲2130の2、甲2131の1、甲2131の2、甲2132、甲2133、甲2134の1、甲2134の2、甲2135の1から甲2135の4まで、甲2136、甲2137の1、甲2137の2、甲2138の1、甲2138の2、甲2139から甲2141まで、甲2142の1から甲2142の6まで、甲2143の1、甲2143の2、甲2144の1から甲2144の6まで、甲2145の1、甲2145の2、甲2146から甲2149まで、甲2150の1、甲2150の2、甲2151の1から甲2151の5まで、甲2152の1から甲2152の5まで、甲2156の1から甲2156の3まで、甲2157の1から甲2157の3まで、甲2158の1、甲2158の2、甲2159から甲2164まで、甲2165の1、甲2165の2、甲2166から甲2170まで、甲2180の1、甲2180の2、甲2181、甲2183から甲2186まで、甲2187の1、甲2187の2、甲2188、甲2189、甲2190の1、甲2190の2、甲2191の1、甲2191の2、甲2192、甲2193の1から甲2193の3まで、甲2195の1、甲2195の2、甲2196の1、甲2196の2、甲2197の1、甲2197の2、甲2198の1、甲2198の2、甲2199、甲2200、甲2201の1、甲2201の2、甲2202、甲2203、甲2204の1、甲2204の2、甲2205の1から甲2205の3まで、甲2206の1から甲2206の4まで、甲2207、甲2208、甲2209の1から甲2209の3まで、甲2210の1、甲2210の2、甲2211の1、甲2211の2、甲2212から甲2216まで、甲2217の1から甲2217の3まで、甲2218の1から甲2218の3まで、甲2219から甲2223まで、甲2224の1から甲2224の3まで、甲2225の1、甲2225の2、甲2226の1、甲2226の2、甲2227の1から甲2227の9まで、甲2228の1から甲2228の7まで、甲2229の1から甲2229の3まで、甲2230の1から甲2230の4まで、甲2231の1から甲2231の4まで、甲2232の1から甲2232の4まで、甲2233、甲2234の1から甲2234の4まで、甲2235、甲2235の2から甲2235の4まで、甲2236の1から甲2236の3まで、甲2241の1から甲2241の14まで、甲2242、甲2243、甲2244の1から甲2244の5まで、甲2245の1から甲2245の5まで、甲2246、甲2247、甲2248の1、甲2248の2、甲2249の1、甲2249の2、甲2250の1から甲2250の4まで、甲2251の1から甲2251の4まで、甲2252の1から甲2252の4まで、甲2253、甲2261から甲2266まで、甲2277、甲2278の1、甲2278の2、甲2279、甲2280、丙1の1から丙1の4まで、丙2の1から丙2の4まで、丙3の1から丙3の

7まで、丙4の1から丙4の3まで、丙5から丙8まで、丙9の1から丙9の3まで、丙10の1から丙10の4まで、丙11の1、丙12の1、丙12の2、丙13、丙15の1から丙15の4まで、丙16の1、丙16の2、丙16の4、丙17、丙18の1から丙18の19まで、丙18の26から丙18の50まで、丙19の1、丙19の2、丙20の1から丙20の3まで、丙21、丙22、丙23の1、丙23の2、丙24の1、丙24の2、丙25、丙26の1から丙26の10まで、丙27、丙28、丙29の1から丙29の5まで、丙30の1から丙30の5まで、丙31、丙32の1から丙32の4まで、丙33、丙34の1、丙34の2、丙35、丙36の1から丙36の3まで、丙37の1から丙37の8まで、丙38の1から丙38の10まで、丙39の1、丙39の2、丙40の1、丙40の2、丙41、丙42の1から丙42の4まで、丙43の1から丙43の4まで、丙44の1、丙44の3、丙45の1、丙45の3、丙45の4、丙46から丙56まで、丙57の1、丙57の2、丙58、丙62の1、丙62の2、丙64の1、丙65の1、丙65の2、丙66、丙67の1、丙68の1、丙69から丙71まで、丙72の1、丙73、丙74の1、丙80の1、丙81の1から丙81の3まで、丙82、丙83、丙84の1、丙85、丙86の1から丙86の6まで、丙87、丙88の1、丙89の1、丙93の1、丙94の1、丙94の2、丙95の1、丙96の1から丙96の4まで、丙97の1、丙97の2、丙98の1から丙98の5まで、丙99、丙100、丙101の1、丙101の2、丙102から丙104まで、丙105の1、丙105の2、丙106、丙107の1、丙107の2、丙108の1から丙108の3まで、丙109の1、丙109の4、丙113の1、丙113の3、丙113の4、丙114の1、丙114の3、丙114の4、丙115の1、丙116の1、丙117の1、丙118の1、丙119の1から丙119の4まで、丙120の1から丙120の5まで、丙121の1から丙121の5まで、丙122の1から丙122の3まで、丙123、丙124の1から丙124の3まで、丙125、丙126の1、丙127の1、丙128の1から丙128の3まで、丙128の6、丙130の1、丙131、丙132の1、丙132の2、丙133の

1、丙133の2、丙133の4、丙134の1から丙134の4まで、丙135の1、丙135の3から丙135の7まで、丙136の1から丙136の6まで、丙137の1、丙137の2、丙138、丙139の1から丙139の3まで、丙140の1から丙140の3まで、丙141の1、丙141の2、丙142の1から丙142の3まで、丙143、丙144、丙145の1から丙145の7まで、丙146の1から丙146の14まで、丙147の1から丙147の5まで、丙148の1から丙148の5まで、丙149の1から丙149の4まで、丙150の1、丙150の2、丙151、丙152の1から丙152の5まで、丙153の1から丙153の3まで、丙154の1、丙154の2、丙155から丙157まで、丙158の1、丙158の2、丙159から丙161まで、丙162の1、丙162の2、丙163の1から丙163の3まで、丙164の1から丙164の3まで、丙165の1、丙165の2、丙166の1、丙166の2、丙167の1から丙167の3まで、丙168、丙169の1、丙169の2、丙170の1、丙170の2、丙171の1から丙171の5まで、丙172の1から丙172の4まで、丙178の1、丙178の2、丙179の1から丙179の7まで、丙180の1、丙180の2、丙181の1、丙181の2、丙182の1から丙182の4まで、丙183の1から丙183の3まで、丙184の1から丙184の3まで、丙185の1、丙185の2、丙186の1から丙186の15まで、丙187の1、丙187の3、丙187の4、丙187の8から丙187の40まで、丙187の43から丙187の61まで、丙188の1から丙188の7まで、丙188の9、丙188の12から丙188の18まで、丙188の21から丙188の23まで、丙188の25から丙188の48まで、丙189の1から丙189の6まで、丙190の1、丙190の2、丙191の1から丙191の3まで、丙192の1から丙192の3まで、丙193の1から丙193の3まで、丙194の1から丙194の3まで、丙195、丙196、丙197の1、丙197の2、丙198から丙205まで、丙206の1、丙207の1、丙207の2、丁7、丁20の1から丁20の8まで、丁21の1から丁21の3まで、丁21の5から丁21の8まで及び丁22の1から丁22の7まで

○愛媛県告示第2341号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	所在地 変更後	
38000300078116	有限会社アポトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	井上貴博	児童居宅介護	ラポールヘルパーステーション	宇和島市恵美須町一丁目1番3号	宇和島市恵美須町一丁目1番1号	平成15年11月10日

○愛媛県告示第2342号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	所在地 変更後	
38000100086111	有限会社アポトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	井上貴博	身体障害者居宅介護	ラポールヘルパーステーション	宇和島市恵美須町一丁目1番3号	宇和島市恵美須町一丁目1番1号	平成15年11月10日

○愛媛県告示第2343号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業

所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前 変更後		
38000200103113	有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	井上貴博	知的障害者居宅介護	ラポールヘルパーステーション	宇和島市恵美須町一丁目1番3号	宇和島市恵美須町一丁目1番1号	平成15年11月10日

○愛媛県告示第2344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870103664	有限会社トータルケア果の実	愛媛県松山市西垣生町575番地6	痴呆対応型共同生活介護	グループホームこころ	愛媛県松山市西垣生町575番地6	平成15年11月4日
3870103672	合資会社ケイツー	愛媛県松山市千舟町七丁目10番地8	訪問介護	アサヒ介護	愛媛県松山市千舟町七丁目10番地8	平成15年11月4日
3870501123	株式会社幸耀	香川県高松市田村町948番地	福祉用具貸与	株式会社幸耀愛媛事業部新居浜営業所	愛媛県新居浜市田所町2-25	平成15年11月4日
3873800381	医療法人 高仁会	愛媛県東宇和郡宇和町上松葉184-2	痴呆対応型共同生活介護	グループホームもみの木	愛媛県東宇和郡宇和町上松葉165番地1	平成15年11月6日
3873900504	有限会社介護センター津島	愛媛県北宇和郡津島町北灘乙2041番地	訪問介護	介護センター津島指定訪問介護事業所	愛媛県北宇和郡津島町北灘乙2041番地	平成15年11月7日
3870103680	有限会社サンリペラル	愛媛県松山市末町56番地1	短期入所生活介護	有料老人ホームサンリペラル道後	愛媛県松山市末町56番地1	平成15年11月11日
3870103680	有限会社サンリペラル	愛媛県松山市末町56番地1	特定施設入所者生活介護	有料老人ホームサンリペラル道後	愛媛県松山市末町56番地1	平成15年11月11日
3870103698	有限会社ラッセル社	愛媛県松山市久谷町乙53番地33	痴呆対応型共同生活介護	グループホームみなみ	愛媛県松山市南高井町536番地2	平成15年11月11日
3870501131	新居浜医療生活協同組合	愛媛県新居浜市新田町一丁目9番9号	通所介護	デイサービスのんびりさん	愛媛県新居浜市桜木町8番37号	平成15年11月17日
3873100154	有限会社弘祐会	愛媛県周桑郡丹原町寺尾甲31番地2	痴呆対応型共同生活介護	有限会社弘祐会グループホームこうゆう庵	愛媛県周桑郡丹原町寺尾甲31番地9	平成15年11月19日
3870103706	愛媛三菱農機販売株式会社	愛媛県松山市空港通四丁目4番2号	福祉用具貸与	愛媛三菱農機販売株式会社福祉用具事業所	愛媛県松山市空港通四丁目4番2号	平成15年11月20日
3870200791	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	訪問介護	株式会社悠遊社今治事業所	愛媛県今治市片山二丁目9-12	平成15年11月20日
3810510036	新居浜医療生活協同組合	愛媛県新居浜市新田町1-9-9	通所リハビリテーション	中萩診療所	愛媛県新居浜市萩生岸の下1061	平成15年11月20日
3871200303	有限会社安田総合ビジネス	愛媛県東予市新市663番地の1	福祉用具貸与	有限会社安田総合ビジネス	愛媛県東予市新市663番地の1	平成15年11月20日
3873500676	有限会社SKR	愛媛県松山市北土居町652番地3	痴呆対応型共同生活介護	グループホームさくら	愛媛県伊予郡砥部町高尾田1008-6	平成15年11月25日
3870103714	有限会社エイジングウェル	愛媛県松山市日の出町10番80号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームあゆーら	愛媛県松山市枝松六丁目3-15	平成15年11月26日

○愛媛県告示第2345号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3873900496	有限会社介護センター津島	愛媛県北宇和郡津島町北灘乙2041番地	居宅介護支援	介護センター津島指定居宅介護支援事業所	愛媛県北宇和郡津島町北灘乙2041番地	平成15年11月7日
3870700311	有限会社みのり	愛媛県大洲市菅田町菅田甲994番地	居宅介護支援	有限会社みのり	愛媛県大洲市菅田町菅田甲994番地	平成15年11月13日
3870200791	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	居宅介護支援	株式会社悠遊社今治事業所	愛媛県今治市片山二丁目9-12	平成15年11月20日

○愛媛県告示第2346号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		届出年月日	
				名称			所在地
				変更前	変更後		
3870200734	有限会社ワードアイ	愛媛県今治市東村五丁目8番35号	福祉用具貸与	介護ショップおかげさん	おかげさん	愛媛県今治市東村五丁目8番35号	平成15年11月1日

○愛媛県告示第2347号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870101965	合資会社バモス愛媛	愛媛県松山市天山町一丁目8番8号	福祉用具貸与	合資会社バモス愛媛福祉用具貸与事業所	愛媛県松山市天山町一丁目8番8号	愛媛県松山市竹原3-18-3	平成15年9月30日
3870102278	株式会社イーエム	愛媛県松山市和気町二丁目902番地58	福祉用具貸与	株式会社イーエム	愛媛県松山市内宮町甲16-5	愛媛県松山市和気町二丁目902-58	平成15年10月31日
3873100147	有限会社近代介護センター	愛媛県周桑郡小松町南川乙21番地22	福祉用具貸与	有限会社近代介護センター	愛媛県東予市三津屋南11番62	愛媛県周桑郡小松町南川乙21番地22	平成15年11月1日
3873000040	社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡新宮村新宮50番地	訪問介護	社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡新宮村新宮1096-3	愛媛県宇摩郡新宮村新宮50	平成15年11月4日
3873000040	社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡新宮村新宮50番地	訪問入浴介護	社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡新宮村新宮1096-3	愛媛県宇摩郡新宮村新宮50	平成15年11月4日
3870101049	医療法人 天真会	愛媛県松山市南高井町333	訪問介護	南高井ホームヘルパーステーション	愛媛県松山市東石井町107-3	愛媛県松山市東石井町三丁目5-2	平成15年11月25日

○愛媛県告示第2348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870103359	コンピューターシステム株式会社	愛媛県松山市三番町七丁目13番地13ミツネビル8階	福祉用具貸与	コンピューターシステム株式会社介護福祉事業部こころ	愛媛県松山市三番町七丁目13番地13ミツネビル8階	平成15年11月1日
3870300054	医療法人社団林整形外科クリニック	愛媛県宇和島市新町2-1-1	福祉用具貸与	ひまわり	愛媛県宇和島市新町2-1-1	平成15年11月1日

3873500635	有限会社おきた建築	愛媛県松山市東方町85 2番地	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム広田家	愛媛県伊予郡広田村総 津1136番地	平成15年11月 6 日
3860590268	社団法人新居浜市医師 会	愛媛県新居浜市庄内町 4 - 7 - 54	訪問看護	訪問看護ステーション 医師会川東	愛媛県新居浜市桜木町 15 - 16	平成15年11月30日
3860590276	社団法人新居浜市医師 会	愛媛県新居浜市庄内町 4 - 7 - 54	訪問看護	訪問看護ステーション 医師会上部	愛媛県新居浜市松原町 12 - 44	平成15年11月30日

○愛媛県告示第2349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービス の種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3873000040	社会福祉法人 新宮村社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡新宮村新 宮50番地	居宅介護 支援	社会福祉法人新宮村 社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡新宮 村新宮1096 - 3	愛媛県宇摩郡新宮 村新宮50	平成15年 11月 4 日

○愛媛県告示第2350号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに川之江市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
デオデオ川之江店・ユニクロ川之江店
川之江市妻鳥町1646番地 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社デオデオ
広島市中区紙屋町二丁目 1 番18号
代表取締役 友則和寿
セントラルリース株式会社
名古屋市中区栄一丁目24番15号
代表取締役 田中一好
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社デオデオ
広島市中区紙屋町二丁目 1 番18号
代表取締役 友則和寿
株式会社ファーストリテイリング
山口市佐山 717 番地 1
代表取締役 柳井 正
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年 8 月13日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,376.3平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
105 台
- イ 駐輪場の収容台数
65台
- ウ 荷さばき施設の面積
201.09平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
45.78 立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後9時15分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後7時まで

2 届出年月日

平成15年12月12日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに川之江市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2351号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン北宇和島別棟

宇和島市伊吹町字上井関甲1517番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 時任紀邦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 時任紀邦

株式会社メディコ・二十一

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 土居浩治

株式会社フォードフジ

松山市久万ノ台222番地1

代表取締役 吉政紀昭

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年6月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,090平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

91台

イ 駐輪場の収容台数

90台

ウ 荷さばき施設の面積

30平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

11.4立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午前0時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後6時まで

2 届出年月日

平成15年12月16日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2352号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
伊予三島市	紙屋町・朝日	平成12年度から平成15年度まで	伊予三島市の地籍図及び地籍簿
内子町	大字内子の一部	平成13年度から平成14年度まで	内子町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成15年12月26日

○愛媛県告示第2353号

双海町営棚田地域等保全整備事業峰高地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間

- 平成16年1月5日から平成16年1月24日まで
- 3 縦覧場所
双海町役場、中山町役場

○愛媛県告示第2354号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-14)第2236号	平成14年12月10日	双海建設(株)	藤江 盛雄	伊予郡双海町大字上灘甲5349-2	平成15年9月24日	土木工事業	建設業の廃止
(般-13)第13365号	平成13年4月2日	(有)カトー住建	加藤 隆	松山市北斎院町427-1	平成15年11月5日	建築工事業	建設業の廃止(個人営業へ)
(般-13)第7791号	平成13年8月31日	西尾建設(有)	西尾 一豊	東宇和郡明浜町俵津3-163-4	平成15年11月6日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般-13)第7719号	平成13年6月30日	松見水道工事店	松見 春雄	西宇和郡保内町川之石1-236-85	平成15年11月11日	管工事業	建設業の廃止(法人成り)
(特-14)第6008号	平成14年8月17日	西森土木工業(株)	西森 福男	松山市今在家4-7-21	平成15年11月11日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-12)第3538号	平成12年10月4日	浅井工業(有)	浅井 洋	宇和島市祝森甲1143-17	平成15年11月13日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-14)第1281号	平成14年4月25日	小川建設(有)	小川 正作	大洲市若宮613-3	平成15年11月14日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-13)第11361号	平成13年12月21日	(有)西部設備工業	立石 邦俊	松山市勝岡町253	平成15年11月20日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の一部廃止
(般-14)第15070号	平成14年7月10日	(株)明成	村上 暁	越智郡大西町大字脇甲731-1	平成15年11月25日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般・特-14)第1293号	平成14年11月12日	富士建設(株)	馬越 章治	越智郡伯方町大字木浦甲2748	平成15年11月25日	管工事業	建設業の一部廃止
(般・特-14)第11794号	平成15年2月24日	脇建設(株)	脇 三嗣	川之江市金田町半田丙72-2	平成15年11月28日	造園工事業	建設業の一部廃止

○愛媛県告示第2355号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
宇和島市
宇和島市曙町1番地
代表者 市長 石橋 寛久
宇和島市寿町二丁目5番1号
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
2 工区

- 宇和島市遊子2539番1から同2716番に至る地先の公有水面
- (2) 区域
2 工区
次の1点（基点）から22点までを順次直線で結んだ線並びに22点と1点を結び春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
基点（宇和島市遊子2539番1地先に設置された標識杭）は、北緯33度12分12秒、東経132度27分15秒の地点
2点は、1点（基点）から真北147度00分00秒15.40メートルの地点
3点は、2点から真北237度00分00秒1.00メートルの地点
4点は、3点から真北147度00分00秒2.20メートルの地点
5点は、4点から真北57度00分00秒1.00メートルの地点

- 6 点は、5 点から真北 147 度00分00秒 29.00 メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北 237 度00分00秒1.00メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北 147 度00分00秒2.20メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北57度00分00秒1.00メートルの地点
- 10点は、9 点から真北 147 度00分00秒 43.00 メートルの地点
- 11点は、10点から真北 237 度00分00秒1.00メートルの地点
- 12点は、11点から真北 147 度00分00秒2.20メートルの地点
- 13点は、12点から真北57度00分00秒1.00メートルの地点
- 14点は、13点から真北 147 度00分00秒 28.00 メートルの地点
- 15点は、14点から真北 237 度00分00秒1.00メートルの地点
- 16点は、15点から真北 147 度00分00秒2.20メートルの地点
- 17点は、16点から真北57度00分00秒1.00メートルの地点
- 18点は、17点から真北 147 度00分00秒 35.80 メートルの地点
- 19点は、18点から真北 237 度00分00秒8.00メートルの地点
- 20点は、19点から真北 147 度00分00秒 20.00 メートルの地点
- 21点は、20点から真北 237 度00分00秒6.40メートルの地点
- 22点は、21点から真北 147 度00分00秒 11.30 メートルの地点

(3) 面積

2 工区

10,581.69平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和63年11月4日 愛媛県指令河第 831 号

4 しゅん功認可年月日

平成15年12月26日

○愛媛県告示第2356号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

恵生 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱15号まで

を順次結んだ線及び標柱15号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	地 番	標 柱
生名村	3775番	1号
	3839番地先	2号
	3846番	3号
	3846番	4号
	3731番	5号
	3731番	6号
	3720番 1	7号
	3719番	8号
	3719番	9号
	3717番	10号
	3717番	11号
	3716番	12号
	3711番	13号
	3736番	14号
	3772番	15号

峠

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		地 番	標 柱
大洲市	多田	甲631番 3	1号
		乙212番 1	2号
		乙216番	3号
		乙226番 1	4号
		乙323番	5号
		乙318番	6号
		乙318番	7号
		乙331番	8号
		乙338番 1	9号
		乙338番 1	10号
		甲603番	11号
		甲606番 1	12号
		甲627番 1	13号

一ヶ谷（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成15年7月愛媛県告示第1477号）一ヶ谷の項で指定した標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線、標柱 7 号と次に掲げる地番の土地に存する標柱 8 号を結んだ線及び標柱 8 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	字	地 番	標 柱
川内町	則之内	恵雲	甲2831番 2	8号

太郎宮（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和46年12月愛媛県告示第1187号）太郎宮の項で指定した標柱 9 号と標柱 8 号を結んだ線、標柱 8 号と次に掲げる地番の土地に存する標柱19号から標柱24号までを順次結んだ線及び標柱24号と標柱 9 号を結ん

だ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
大洲市	西大洲	椎ノ森	1947番	19号
			1958番	20号
			1958番	21号
			1953番	22号
			1951番	23号
			1949番	24号

ハトノクチ（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成9年7月愛媛県告示第956号）ハトノクチの項で指定した標柱8号と標柱7号を結んだ線、標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線、標柱12号と標柱13号を町道田部高茂線南側官民境界線で結んだ線、標柱13号から標柱15号までを順次結んだ線、標柱15号と標柱16号を高茂川北側官民境界線で結んだ線及び標柱16号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
瀬戸町	田部	ヲトシ ヲヲカワ	2058番1	12号
			1713番1	13号
			1706番	14号
			1706番	15号
			1709番地先	16号

豊浦B（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和57年3月愛媛県告示第366号）豊浦Bの項で指定した標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱13号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		地番	標柱
宇和島市	三浦	西3152番3	13号
		西3152番3	14号
		西3145番2	15号

上光満（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成14年8月愛媛県告示第1464号）上光満の項で指定した標柱6号、標柱5号及び標柱4号を結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱18号から標柱20号までを順次結んだ線並びに標柱20号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
宇和島市	光満	鶴井	乙676番1	18号
			乙677番1	19号
			乙677番1	20号

○愛媛県告示第2357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大三島環状線	越智郡大三島町大字宮浦5690番4	旧	メートル 5.0~11.2	キロメートル 0.032	
			新	5.4~13.0	0.032	

○愛媛県告示第2358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大三島環状線	越智郡大三島町大字宮浦5690番4	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港線	松山市高浜六丁目1605番3から 同市石風呂町甲904番6まで	平成16年1月9日 15:00

○愛媛県告示第2360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市西垣生町918番3から 同町955番3まで	旧	メートル 5.8～6.6	キロメートル 0.039	
			新	6.3～16.2	0.063	

○愛媛県告示第2361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市西垣生町918番9から 同市東垣生町1085番4まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	上浮穴郡小田町大字寺村2279番地先	旧	メートル 8.0～13.0	キロメートル 0.016	
			新	10.4～16.6	0.016	

○愛媛県告示第2363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	坊屋敷小田線	上浮穴郡小田町大字立石291番2地先から 同町大字寺村2279番地先まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島浜ノ上乙117番4から 同町小島浜ノ上乙123番3まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	378号	西宇和郡三瓶町大字皆江字コゴウラ162番10から 同字162番11まで	旧	メートル 7.4~14.5	キロメートル 0.032	
			新	7.4~20.6	0.032	

○愛媛県告示第2366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	西宇和郡三瓶町大字皆江字コゴウラ162番10から 同字162番11まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	城川橋原線	東宇和郡城川町大字窪野5164番4から 同大字5155番2まで	旧	メートル 4.4~59.5	キロメートル 0.057	
			新	16.0~59.5	0.048	

○愛媛県告示第2368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	東宇和郡城川町大字窪野5164番 4 から 同大字5155番 2 まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村城川線	東宇和郡城川町大字魚成7071番 1 から 同大字7067番 2 まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	東宇和郡城川町大字古市1985番 2 から 同大字374番 2 まで	旧	メートル 8.7~16.0	キロメートル 0.175	
			新	10.5~34.2	0.175	

○愛媛県告示第2371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	東宇和郡城川町大字古市1985番 2 から 同大字374番 2 まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市九島字押舞鼻2385番 1 地先から 同市本九島字真坂2374番地先まで	旧	メートル 4.9~30.6	キロメートル 0.113	
			新	16.0~46.7	0.113	

○愛媛県告示第2373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予宮野下停車場宮野下線	北宇和郡三間町大字宮野下557番から 同大字626番2まで	旧	メートル 8.5～9.0	キロメートル 0.039	
			新	8.8～11.0	0.039	

○愛媛県告示第2374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予宮野下停車場宮野下線	北宇和郡三間町大字宮野下557番から 同大字626番2まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字上川534番2から 同町大字岩谷15番2まで	旧	メートル 4.0～18.2	キロメートル 0.191	
			新	7.1～20.3	0.191	

○愛媛県告示第2376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字上川534番2から 同町大字岩谷15番2まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡内海村油袋716番2から 同村油袋717番2まで	旧	メートル 6.5~13.0	キロメートル 0.140	
			新	15.6~47.5	0.140	

○愛媛県告示第2378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡内海村油袋716番2から 同村油袋717番2まで	平成15年12月26日

○愛媛県告示第2379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都849番4	旧	メートル 4.0~18.2	キロメートル 0.233	
			新	12.0~24.8	0.233	
"	"	南宇和郡城辺町僧都849番2から 同町僧都849番5まで	旧	3.4~15.4	0.286	
			新	6.6~25.0	0.286	

○愛媛県告示第2380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都849番4	平成15年12月26日
"	"	南宇和郡城辺町僧都849番2から 同町僧都849番5まで	"

○愛媛県告示第2381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15八局宇土（開）第1506号 平成15年12月12日	東宇和郡宇和町大字伊賀上1604番14、1604番15、1604番16、1604番17、1604番18、1604番19、1604番20、1604番21、1604番22、1604番23、1604番24、1604番25、1604番26、1604番27、1604番28、1604番29、1604番30、1604番31、1604番32、1604番33、1604番34、1604番35、1604番36、1647番1、1647番3、1647番4、1647番5、1647番6、1647番7、1647番8、1647番9、1647番12、1647番13、1647番14、1647番15、1647番17、1647番18、1647番19、1647番20、1647番21、1647番22、1647番23、1647番24、1647番25、1647番26、1653番2、1653番3、1653番4、1653番5、1653番11、1653番12、1653番13、1653番14、1653番15、1654番1、1654番2、1654番3、1654番4、1656番59、1656番61、1656番62、1656番63、1656番85、1669番25及び1669番28	東宇和郡宇和町大字卯之町三丁目434番地 宇和町土地開発公社 理事 宇都宮 象 一
15西局建（開）第25号 平成15年12月16日	西条市下島山字森戸新開甲1364番1	西条市船屋558番地 矢 野 功

○愛媛県告示第2382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、内子都市計画下水道事業内子町公共下水道（内子町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 事業施行期間

平成5年7月16日から
平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県喜多郡内子町知清地内

(2) 使用の部分

愛媛県喜多郡内子町知清から内子までの区間内

○愛媛県告示第2383号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

喜多郡内子町大字内子2341番、2342番、2501番1、2501番2、2502番、2503番、2504番及び2509番並びに2504番地先水路及び2509番地先里道

2 申請人の住所氏名

喜多郡内子町大字内子甲121番地
株式会社とみなが
代表取締役 富永 洪太郎

3 図面省略

公 告

○公 告

平成16年度及び平成17年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）

）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 営業種別

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 機械器具類
- (3) 自動車・舟艇類
- (4) 印刷・製本類
- (5) 薬品類
- (6) 石油・燃料類
- (7) 工事材料類
- (8) 家具類
- (9) その他

2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 資格

- (1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要

綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められた者とする。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成16年1月13日（火）から2月13日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

5 申請書類の交付方法及び提出先

- (1) 交付方法

県ホームページの申請書等電子配布サービス（<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/sosiki.htm>）によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれば交付する。

- (2) 提出先

別表のとおりとする。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

8 資格の効力

資格は、平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

9 平成18年度及び平成19年度の資格審査

平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、平成17年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

別表(5 関係)

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県総務部管理局総務管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2156	松山市及び県外
愛媛県西条地方局総務福祉部総務調整課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地の1 電話番号 0897 - 56 - 1300(内線210)	新居浜市、西条市、川之江市、 伊予三島市、東予市、宇摩 郡及び周桑郡
愛媛県今治地方局総務福祉部総務調整課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500(内線343)	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局総務福祉部総務調整課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111(内線308)	伊予市、北条市、温泉郡、上 浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜地方局総務福祉部総務調整課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111(内線210)	八幡浜市、大洲市、喜多郡、 西宇和郡及び東宇和郡
愛媛県宇和島地方局総務福祉部総務調整課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211(内線209)	宇和島市、北宇和郡及び南宇 和郡

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年12月16日	特定非営利活動法人 芸術・芸能ボランティアグル ープ蘭燈	飛 田 忠 重	松山市鷹子町97番地の3	この法人は、介助や介護など支援を必要とする高齢者や子ども達に対して、文化・芸術によるボランティアの提供とネットワーキングにより、支え合い助け合う心豊かな福祉社会づくりに関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年12月16日	NPO法人えひめ中小企業支 援協会	服 部 豊 正	松山市南吉田町2821 - 4 Biz Port A106	この法人は、地域における中小企業や個人事業主、NPO法人に対して、行政並びに大学等の教育機関、商工業団体、各種市民団体等と連携しつつ、様々な支援活動、すなわち経営全般の普及啓発、教育、指導事業、技術支援等を行い、中小企業経営や個人事業主、NPO法人の活性化と新しい事業の創出等に取り組み、ついでに公益の増進と地域経済活動の活性化、まちづくりに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年12月16日	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	西 谷 哲 夫	北条市菟木甲247番地3	この法人は、社会参加・社会自立を図ろうとする障害者・高齢者・青少年の生活に関する相談に応じ、生活及び生活訓練等を実施する事業、並びに働く場を提供する事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成14年12月27日付け公告）を次のとおり変更した。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、生産性の高い瀬戸内海と黒潮の影響を受ける宇和海のいずれも多種類の魚介類が生息する豊かな漁場を擁

し、多種多様な漁業が発展しており、平成13年においては、生産量で全国第10位、生産額では全国第2位の漁獲実績を有する全国でも有数の水産県である。

この重要な産業である本県水産業を今後とも安定的に発展させていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

近年、我が国周辺水域における海洋生物資源の状況は、総じて中位又は低位水準で、横ばい又は減少傾向にあるとされており、本県海域においても同様の傾向が見られるようになってきている。

県としては、既に、漁業の管理、資源管理型漁業の推進その他の海洋生物資源の適切な保存及び管理のための種々の措置を講じてきたところであるが、このような状況を踏まえ、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るた

め、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成15年及び平成16年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量	
	平成15年1月から12月まで	平成16年1月から12月まで
まあじ	7,000トン	5,000トン
まいわし	若 干	若 干
まさば及びごまさば	若 干	若 干

なお、平成16年の数量は、年前半分（1月から6月まで）としての数量であり、年後半（7月から12月まで）には漁獲量実績に応じた数量が追加となる。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成15年及び平成16年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成15年1月から12月まで	平成16年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	4,900トン	3,500トン

なお、平成16年の数量は、年前半分（1月から6月まで）としての数量であり、年後半（7月から12月まで）には

漁獲量実績に応じた数量が追加となる。

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成15年及び平成16年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量				
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海
		平成15年4月1日から6月30日まで	平成15年9月1日から11月30日まで	平成16年4月1日から6月30日まで	平成16年9月1日から11月30日まで	平成16年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,660隻日	5,880隻日	16,660隻日	5,880隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成15年及び平成16年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	さわら瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成15年4月1日から6月30日まで	16,660隻日
			平成16年4月1日から6月30日まで	16,660隻日
	さわら瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成15年9月1日から11月30日まで	5,880隻日	
		平成16年9月1日から11月30日まで	5,880隻日	
	さわら瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成16年10月1日から12月31日まで	7,490隻日	

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したさわら瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、この漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ平成16年4月1日から6月30日までの間、同年9月1日から11月30日までの間及び同年10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

○公 告

愛媛県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の公表について

獣医療法（平成4年法律第46号）第11条第1項の規定に基づき、愛媛県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めた。

この計画書の写しは、農林水産部農業振興局畜産課及び各家畜保健衛生所において供覧する。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

